

鹿角市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成30年9月26日

鹿角市長 児玉 一

字界変更調書

		変更前の字の区域	変更後の字の区域
①		鹿角市十和田山根字家ノ下 39の一部	鹿角市十和田山根字館ヶ沢
②		鹿角市十和田山根字館ヶ沢 字家ノ下39に隣接する水路である公有地の一部	鹿角市十和田山根字家ノ下
③	(3-1)	鹿角市十和田山根字中内ノ沢 15、16及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	鹿角市十和田山根字橋場
	(3-2)	鹿角市十和田山根字中内ノ沢 15-2の一部及び隣接する水路である公有地の全部	
④		鹿角市十和田山根字橋場 3の一部、4の一部、5-1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	鹿角市十和田山根字中内ノ沢
⑤	(5-1)	鹿角市十和田山根字下モ内ノ沢 23の一部	鹿角市十和田山根字中内ノ沢
	(5-2)	鹿角市十和田山根字下モ内ノ沢 18-2に隣接する水路である公有地の全部及び字中内ノ沢4に隣接する道路である	
⑥		鹿角市十和田山根字中内ノ沢 4の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字下モ内ノ沢23に隣接する道路である公有地の全部	鹿角市十和田山根字下モ内ノ沢